

## 文部科学省における関連通知・調査研究等について

## 1 不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について

(平成 29 年 3 月 28 日付 28 文科初第 1816 号文部科学省初等中等教育局長通知 抜粋)

## (1) 教育委員会・学校と民間の団体等が連携した支援の充実

- ・ 不登校児童生徒が通う場を通じた支援を充実させる上で、民間の団体等との連携協力の取組などにより、その活動の充実が図られることは重要

## (2) 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実

- ・ 家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒についても、社会的自立に向かえるよう、家庭への学習等の支援を行うことや、当該学習等への社会的な理解を図ることは重要

## ○ 平成 29 年 2 月 13 日 フリースクール等に関する検討会議 報告内容 (抜粋)

「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実 ～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～」

## (1) 不登校の現状・課題等

- ・ 不登校児童生徒が学校で学習活動や体験活動、友人と触れ合う機会などを十分得られていないことを踏まえ、学校以外において様々な活動を行うことができる場所や機会を確保するなど、学校以外の場での学習などに対する支援を行い、その社会的自立や社会参加を目指すことが必要である。
- ・ 学校以外の場での学習等についての支援を不登校児童生徒に対して行う際にも、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、社会に参加し、豊かな人生を送ることができるよう、その社会的自立に向けた支援が行われる必要がある。

## (2) 民間団体等による支援への指摘

- ・ 民間の団体等が提供している不登校児童生徒の居場所は貴重であり、そこで自分の存在を受け止めてもらえる、時間が過ごせる、学習ができる、人と接することができるということが重要。
- ・ 民間の団体等は、ゆっくり休むことも児童生徒に認めながら、選択制の講座や個別の学習支援、体験活動などを実施している。
- ・ 遊びや食事をともにすることで暮らしを取り戻すという視点が重要である。
- ・ さまざまな障害を抱える児童生徒を受け入れる姿勢や非行に走りがちな児童生徒に関わっていく姿勢を大事にしている。
- ・ 民間の団体等は、それぞれ独自性があり、それぞれで学び方は多様である。
- ・ 児童生徒が社会的に自立できるよう支援しており、多くの児童生徒が、民間の団体等で過ごした後、学校生活を再開したり進学や就職したりしている。

## 2 学校教育及び社会教育における体験活動の促進について

(平成13年9月14日付13文科初第597号文部科学省初等中等教育局長・同生涯学習政策局長通知 抜粋)

- ・学校教育と社会教育とが相まって体験活動を促進し、児童生徒及び青少年の社会性や豊かな人間性などを育む観点から (中略)、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめ、勤労生産体験活動、職業体験活動、芸術文化体験活動など多様な体験活動の充実を図ること。

### 1 平成25年1月21日 中央教育審議会答申

「今後の青少年の体験活動の推進について」

#### (1) 課題を抱える青少年への対応

- ・体験活動は、ニート・引きこもり等の青少年が抱える様々な課題の解決の一つのアプローチとして、また、課題の未然防止のためにも有効である。特に、不登校などの課題を抱える子どもたちに対しては、楽しみながらいろいろな世界の入り口を見せることができる体験活動を取り入れた教育が重要である。個々の子どもの状況と発達段階を慎重に見極めた上で、こうした教育の機会を提供することにより、基本的なコミュニケーションや生活習慣を身に付けていくことができる。
- ・近年のうつ病などいわゆるメンタルヘルスの問題への対処においては、職場や学校から離れた自然の中でつながる体験をし、ふだんの生活を客観的に見つめ直すことが重要である。

### 2 平成20年1月17日 中央教育審議会答申

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」

#### (1) 体験活動の充実

- ・親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術体験活動といった体験活動は、他者、社会、自然・環境との直接的なかかわりという点で極めて重要である。
- ・これらの体験活動は、学期中や長期休業期間中に一定期間(例えば、1週間(5日間)程度)にわたって行うことにより、一層意義が深まるとともに、高い教育効果が期待されるものであり、学校や保護者等の負担を招かないよう、受け入れ先の確保、宿泊等に要する費用などについて、国や教育委員会等の支援・援助の充実を図る必要がある。

### 3 平成 21 年 12 月 文部科学省報告

#### 「農村漁村での長期宿泊体験による教育効果について」

※H20「豊かな体験活動推進事業」の推進校 178 校を対象にした調査

#### (1) 人間関係・コミュニケーション能力

「児童が相手の言うことを聞き、相手の立場を考えるようになった」

2泊3日：非常によく感じる 6%、よく感じる 68%

3泊4日：非常によく感じる 11%、よく感じる 68%

4泊5日：非常によく感じる 16%、よく感じる 61%

#### (2) 児童の心の問題の改善

「いじめ問題や不登校問題の改善に効果が見られた」

2泊3日：非常によく感じる 6%、よく感じる 38%

3泊4日：非常によく感じる 8%、よく感じる 42%

4泊5日：非常によく感じる 7%、よく感じる 43%

### 4 平成 20 年頃 国立青少年教育振興機構「国立妙高青少年自然の家」報告

#### 「長期宿泊体験活動が子どもたちに及ぼす影響」

※小学校 6 年生 45 人を対象に、自然の家での 7 泊 8 日の宿泊体験活動を通じて「生きる力」の変容を測定するために事前事後で 70 項目のアンケートを実施（生きる力：①心理的社会的能力（積極性、明朗性、交遊・協調、視野・判断、適応行動）、②徳育的能力（自己規制、勤勉、思いやり）、③身体的能力（日常的行動、身体的耐性）

結果：児童の生きる力は、①②③のすべての能力において向上

また、事業終了後に向上した値が1～2 か月経過後もほとんど変化せず、体を使って行う「本物体験」を通じて、子どもたちの『生きる力』が身に付き、その後も継続していくと考えられる。

